

特定疾患治療研究費等償還払申請について

下記1のいずれかに該当する場合は、償還払申請（払い戻し）を行うことができます。
申請は北海道庁地域保健課又は保健所でお受けします。

1 次のいずれかに該当する場合は、償還払申請を行えます

- (1) 受給者証が交付されるまでの間（有効期間内に限る）に、受給者証に記載された疾患について、病院・薬局などに支払った医療費が次のいずれかに該当するとき。
- 3割負担で支払った場合
 - 支払った医療費（月毎の複数の医療機関等の合算額）が自己負担上限額を超えている場合
- (2) 受給者証に記載された疾患の治療に直接関係する治療用装具を作成し、費用を支払ったとき。
- (3) 受給者証に記載された疾患の治療上必要なあんま・マッサージ及びはり・きゅうを受け、費用を支払ったとき。
- (4) 受給者証に記載された疾患の治療のために道外の医療機関を受診し、医療費を支払ったとき。

※ (2)(3)は条件や別途添付が必要な書類があります。詳細は「受給者証の送付について」裏面のお問い合わせ先にご確認ください。

2 申請者

申請者は原則、患者さまご本人です。

ただし、受給者が未成年の場合や受給者が亡くなられた場合は、親権者、配偶者、親族等による申請が可能です（この場合、下記3の⑩の書類添付が必要です。）。

3 手続きに必要な書類等（※⑦～⑩は該当する方のみ必要です。）

① 特定医療費等償還払申請書	同封している用紙（※様式10-1）
② 特定疾患医療受給者証（コピー）	今回送付した受給者証のコピー
③ 領収書	診療内訳のある原本
④ 銀行預金通帳（コピー）	患者さまご本人名義の通帳のコピー*
⑤ 印鑑	申請書に押印（2箇所）の上、ご提出ください。 ※銀行印でなくとも可（シャチハタ不可）
⑥ 健康保険証（コピー）	患者さまご本人の健康保険証のコピー
⑦ 高額療養費の支給決定通知書	高額療養費に該当する場合（裏面をご参照ください） 年齢等に応じた以下の書類を交付されている場合
⑧ 標準負担額減額認定証等 (年齢等に応じた右記の書類)	70歳未満の方 「限度額適用認定証」または 「限度額適用・標準負担額減額認定証」
	70歳以上 74歳以下の方 「高齢受給者証」および 「限度額適用・標準負担額減額認定証」
	後期高齢者医療制度の対象の方 「後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証」
⑨ 介護保険負担限度額認定証	介護保険サービス費の償還払申請であって左記書類を交付されている場合
⑩ 患者との続柄を確認できる書類 (戸籍(除籍)謄本、住民票など)	申請者が患者さま以外の場合

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用口座番号等があるものに限ります。未成年者の場合は、親権者の預金通帳でも可能ですが、⑩の書類添付が必要です。

裏面もご覧ください ➔

4 申請できる期間

医療機関等に費用を支払った月の翌月から5年間です。(受給者証の有効期間内であって受給者証が交付される以前に支払った費用については、受給者証が交付された月の翌月から5年間です。)

5 注意事項

- ① 北海道庁での審査後に振込み手続きが行われます。
このため、入金までに約4か月を要することをご了承願います。
- ② 高額療養費に該当する方は、加入している保険者（市町村・全国健康保険協会など）に先に請求してください。（下記6をご参照ください）
- ③ 申請時に添付する領収書を確定申告等で使用する場合は、申請時に申し出てください（郵送申請の際は、申請書に「領収書の原本を返却希望する」旨メモ書き等を同封の上、ご提出ください）。 領収書の原本を確認後、返却いたします。ただし、領収書の金額すべてが払い戻の対象である場合は、領収書の原本は返却できませんので、ご了承願います。
- ④ 受給者証の交付までの間に医療機関等を受診し、他の制度（重度心身障がい者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成など）を利用し医療給付を受けた場合は、原則、償還払申請の対象となりません。

6 高額療養費制度と特定疾患治療研究費等償還払制度について（参考）

高額療養費とは、医療費が一定額を超えた場合、申請によりその医療費の一部が保険者から払い戻しされる制度です。本申請により北海道から支払われるものとは異なり、別途、保険者への申請が必要です。 詳しくは加入する保険者の担当者にお尋ねください。

《例》下記条件の方が入院し、総医療費が1月に100万円かかった場合

・保険者の負担割合	3割負担
・高額療養費の自己負担限度額	35,400円
・特定医療費（指定難病の自己負担上限額）	5,000円

